

長崎地域電力株式会社 プライバシーポリシー

プライバシーポリシー

長崎地域電力は、お客さまの個人情報を大切に扱うことを重大な責務として認識し、みなさまに選択される企業となるため保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、以下の取り組みを実施しております。

1 個人情報の取得

- 当社は、お客さまから個人情報を取得する場合は、その利用目的をお客さまに通知、公表または明示いたします。

2 個人情報の利用

- 当社は、お客さまから取得した個人情報を利用目的に沿って、適正に利用させていただきます。
- 当社は、利用目的を変更して利用する場合は、その変更内容をお客さまに通知または公表いたします。
- 当社は、利用目的の範囲を超えて利用する場合は、予めお客さまに同意をいただくことといたします。

3 個人情報の第三者提供

- 当社は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供、開示いたしません。
 - お客さまの同意がある場合
 - 業務を遂行するために、委託先会社等に必要最小限の情報を提供する場合
 - お問い合わせ内容が、関係会社や代理店等から回答させていただくことが適切と判断される場合
 - 法令に基づく要求を受けた場合
- 当社は、利用目的に沿って、外部に委託した場合、適正に管理・監督いたします。

4 個人情報の管理

- 当社は、個人情報を安全に管理するため社内規定を作成するとともに従業員教育を実施いたします。
- 当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩及び不正アクセス等を防止するため、物的、人的、ハード面、ソフト面のセキュリティ対策を講じ、安全な環境下で取り扱うよう努めます。

5 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去

- 当社は、お客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等を希望される場合には、お客さま本人から当社窓口へお申し出てください。合理的な範囲内で対応させていただきます。

6 個人情報に関する法令遵守

- 当社は、個人情報に関して適用される法令、その他規範を遵守するとともに、それ以上の取り組みを必要に応じて見直し、その改善に努めます。

共同利用プライバシーポリシー

共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。

- 小売電気事業者※2
- 一般送配電事業者※3
- 電力広域的運営推進機関
- 需要抑制契約者※4

共同利用の目的

1. 託送供給契約又は電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
2. 小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次※5のため
3. 供給(受電)地点に関する情報の確認のため
4. 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般電気事業者の業務遂行のため
5. ネガワット取引に関する業務遂行のため

共同利用する情報項目

1. 基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号

2. 供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
3. ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

共同利用の管理責任者

1. 基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者
(但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)
2. 供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者
3. ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)をご参照ください)。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます)をいいます(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ(<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>)をご参照ください)。

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。